

地域活動創出のための連続講座運営業務 仕様書

1 委託業務名

地域活動創出のための連続講座運営業務

2 委託目的

本市では自治会をはじめとする地縁型組織や市民活動団体の高齢化が進み、地域の課題解決に取り組む担い手の確保が喫緊の課題となっている。一方で、定年前後の男性は、地域での交流や活動の機会が少なく、孤立感が高い傾向が示されている(※)。これは、職場中心の生活により地域との接点が少なく、地域活動への参加動機が形成されにくかったことが背景にあると考えられる。

こうした状況を受け、今後の地域活動の担い手として期待される定年前後の男性の参画を促進する機会の創出が求められる。

なお、地域活動の参加動機は、課題解決といった公益性を直接目指すものに限らず、個人的な関心や参加者同士の交流といった私益・共益的要素から生まれることも多いことから、今回は飲食という身近で参加しやすいテーマの連続講座を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、地域での実践につながる知識や手法を提供することで、参加者の居場所づくりと、活動の新たな担い手の発掘・育成を図るものとする。また、講座修了時には、令和9年度地域活動応援補助金の活用を視野に入れた取組を促し、学びから実践への移行を支援する。

※参考

・『人々のつながりに関する基礎調査』(令和7年 内閣府)

孤独感が「しばしばある・常にある」と感じる割合は男女年齢別で50歳代の男性が最も高く、仕事をしていない人、社会活動に参加していない人ほど割合が高い。

・『高齢社会白書』(令和7年 内閣府)

何らかの社会活動に参加している高齢者は、生きがいを感じている割合が参加しなかった高齢者より23%高く、社会参加と生活満足度には関連が見られる。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月末まで

4 業務概要

- | | |
|--------|---|
| (1)時 期 | 令和9年1月までに4回程度実施
※1回の講座は2時間程度、講座告知は11月頃に開始する。 |
| (2)場 所 | 市内公共施設等 |
| (3)定 員 | 10～15名程度 |
| (4)内 容 | 参加者が個人の興味を入口として、地域との関りを深め、地域の課題解決や魅力創造につながる活動を始めるきっかけとなる飲食をテーマとした連続講座(例:コ |

5 業務内容

(1)連続講座の企画設計

- ・目的に沿った連続講座を企画し、参加を促進する事業名を考案すること
- ・講座に必要な材料、消耗品等を調達すること
- ・講師またはゲストには、本講座の分野において専門的な知識や技術を有するプロフェッショナルを配置すること
- ・既存の地域活動の見学や、成果物のふるまいなど、地域で既に活動している人や団体とつながる機会をプログラムの中や自主的な活動として組み込むこと
- ・参加者への助言や指導を通して、講座終了後のつながりの継続と自走を目指した企画とすること
- ・講座終了後の受講生によるグループの発足や個人での活動継続など、多様な形での展開を想定し、活動を支えるマネジメント人材(マネージャー等)の育成を行う、又は活動の運営・マネジメントに関する知識や手法を学ぶ内容を講座に組み込むこと
- ・会場選定とそれにかかる申請、配布資料の印刷、参加者への事後アンケート作成と回収、講座に必要な消耗品の準備、スクリーン・プロジェクターの準備

(2)各講座の実施準備と運営

- ・プログラム(各回の進行表、ワーク内容等)の準備と事前打ち合わせに関すること
- ・講座の進行、運営
- ・外部講師等の選定、調整、謝礼の支払い(外部講師が必要である場合のみ)

(3)広報

- ・SNSによる発信など、事業の効果的な実施に向けた周知及び参加者募集の告知を行うこと(参加者受付、申込管理については市が行います)
- ・公共施設や自治会掲示板に貼るA3ポスター450枚のデザイン及び印刷(作成後の権利は市が有するものとします)

6 完了・検査

受注者は、業務完了と同時に完了届と成果品を納品し、発注者の検査の合格により業務を完了したものとする。その後、受注者の請求により委託料を一括で支払うこととする。

7 成果品の提出

各講座内容の概要、委託事業全体を通じた成果や課題についてまとめた業務報告書(収支報告も含む)の電子データを成果品として発注者へ速やかに提出し、業務完了を報告する。なお、データはwordまたはexcel形式に限る。

また、契約期間内に発注者が業務の進捗状況を把握するために資料等の要求や経過報告を求めた場合は速やかに応じること。

8 その他の留意事項

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2) 業務の履行に当たっては生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、発注者と十分な打ち合わせをすること。本業務に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、速やかに発注者と協議する。
- (4) 本業務において作成した成果品等は生駒市に帰属するものとする。また、発注者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関の提供など二次的な利用も可能とする。